

下水道使用料算定基準

北本市公共下水道使用料算定基準（1か月あたり）

基本料金		超過料金		
汚水量	金額	汚水量	金額	
8 立方メートルまで	600 円	8 立方メートルを超え 20 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 100 円	
		20 立方メートルを超え 30 立方メートルまで		105 円
		30 立方メートルを超え 40 立方メートルまで		110 円
		40 立方メートルを超え 50 立方メートルまで		115 円
		50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで		125 円
		100 立方メートルを超え 500 立方メートルまで		135 円
		500 立方メートルを超えるもの		145 円

この算定基準で算定した額に 1.1（消費税）を乗じて計算した額が、下水道使用料になります。